

任務を構成する事業評価

No.	23	担当課	健康づくり課
-----	----	-----	--------

1.任務目的

任務目的	災害時ケガ人を救う
------	-----------

2.任務概要

任務概要	災害時救護所の設置・運営 市民への啓発
任務の総括	

3.任務目的を構成する事業

事業名(中分類)	災害時の医療救護体制を整える	予算事業番号 (予算事業名)	4.1.1.104001(医療救護費)
事業(中分類)概要	救護所訓練を実施する。 救護所用医薬材料の購入・交換を行う。 広報に災害時医療救護について掲載する。 市民トリアージについて周知する。		
取組内容・結果等(D)	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所体制整備のため、三師会等と調整会議を設け、救護所体制についての話し合いを行った。病院前トリアージとして県立小笠高校救護所の検討を開始し、3月に覚書が締結できた。 ・9月の総合防災訓練では、医師等を交えた救護所訓練を実施し、作成した救護所開設のための行動確認カード(アクションカード[®])の検証やトリアージ訓練を実施した。 ・12月の訓練では、健康福祉班職員で県職員による「災害時健康支援リーダーシップ訓練」を実施したことで、被災後支援対策を進める必要性を共有できた。 ・医師等からの意見を反映し、救護所医薬品の必要物品の購入、使用期限切れの医薬材料を交換をし、実際の場面で役立つよう備えた。 ・11月の広報菊川へ災害時の医療救護体制について掲載し、市民への啓発を行った。 ・「災害時の医療救護体制」を出前行政講座のメニューとし、市民トリアージの普及と共に啓発を行った。(8回225人) 		
課題・問題点等(C)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に救護病院に患者が集中し機能不全に陥らないように、救護所の場所やあり方について、各職種が連携をとりながら検討を行っていく必要がある。 ・小笠高校救護所のレイアウト等について検証する必要がある。 ・訓練を重ね、災害発生時に速やかな救護活動ができるよう備える必要がある。 ・災害時の医療救護が有効に行われるために、市民の協力も不可欠であるため、より多くの市民の理解を深めていく必要がある。 		
今後の方向性(A)	<ul style="list-style-type: none"> ・混乱なく救護所を開設できるように、救護所訓練を実施する。 ・小笠高校救護所を会場に訓練をし、検証する。 ・医師等からの要望の医薬材料の購入、期限切れの医薬品の交換を行う。 ・より多くの市民の理解を深めるため、災害時の医療救護体制について広報へ掲載、出前行政講座を利用して市民トリアージの周知する。 		